

当院の処方箋は

# 「一般名処方」です

「一般名処方」とは？

## お薬の一般名である 有効成分の名称で記載して処方すること

処方箋には調剤される医薬品が記載されていますが、一般名（有効成分の名称）で記載して処方することを「一般名処方」といいます。

記載方法

**【般】+「一般名」+「剤形」+「含量」**

厚生労働省が示している記載方法に準じて下記のように記載されます。

「一般名処方」のメリット

## 先発医薬品とジェネリック医薬品を 薬剤師と相談して選ぶことができます

「一般名処方」で記載された処方箋では、有効成分が同一である医薬品が複数あれば、先発医薬品でもジェネリック医薬品でも、薬剤師と相談して選ぶことができます。ジェネリック医薬品は先発医薬品よりも価格を安くすることができるため、患者さんの負担軽減や、国の医療費の節減にもつながります。

\*現在、一部の医薬品については十分な供給が難しい状況が続いています。医薬品の供給状況によっては投与する薬剤を変更する場合がございます。

ご不明な点がございましたら、受付までお声かけください